

浦 監 第 39 号
平成 23 年 7 月 13 日

浦安市監査委員	杉 山 元 三
同	黒 田 レイ子
同	田 村 耕 作

平成 22 年度定期監査（市民経済部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

なお、当該監査を行った監査委員は、次のとおりです。

杉山 元三 黒田 レイ子 秋葉 要

平成 22 年度定期監査（市民経済部）の結果報告書

1. 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2. 監査対象部局

市民経済部

3. 監査の実施期間

平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 5 月 30 日

4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

(1) 地域ネットワーク課

①管理職員特別勤務手当について、振替及び手当支給の状況を確認したところ、振替を行わずに手当支給で対応しているものが見受けられた。事業も多く、振替が難しいとのことではあるが、極力、計画的に振替で対応するよう努められたい。

(2) 市民課

①戸籍事務経費及び郵便申請処理経費の通信運搬費について、ハガキ（出生届等の届出書確認用）及び郵便小為替（郵便による各種証明申請用釣銭）の管理方法を確認したところ、台帳が作成されておらず、使用枚数等が適正に管理されていなかった。ハガキや郵便小為替については、財政課が平成 15 年 8 月 19 日付け浦財第 96 号で通知した「公金、郵便切手等及びハイウェイカードの管理について」に基づき、管理を徹底されたい。